

議案第53号関係資料

下水道事業の取扱いについて

平成 16 年 4 月  
秋田市・河辺町・雄和町  
合併協議会

(様式1)

## 行政制度等の調整方針(案)総括表

(44) 下水道事業

下水道・農林専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	下水道整備事業				B	
2	下水道使用料				B	
3	消費税の確定申告				B	
4	受益者負担金				B	
5	排水設備				B	
6	下水道施設台帳				B	
7	下水道事業認可				B	
8	固定資産管理				B	
9	予算・決算				B	
10	工事・業務の入札および契約				B	
11	財政計画				B	
12	下水道審議会				B	
13	金融機関				B	
14	資金管理				B	
15	状況報告		×	×	B	
16	企業債借入申請事務				B	
17	下水道施設維持管理事業				B	
18	集落排水事業				B	
19	農業集落排水施設の建設業務				B	
20	農業集落排水施設の維持管理業務				B	

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21	農業集落排水使用料の賦課・徴収事務				B	
22	農業集落排水分担金の賦課・徴収事務				B	
23	排水設備関連業務				B	
24	水洗便所改造関連業務		×	×	B	
25	水洗便所改造資金利子補給事務		×	×	B	
26	事業計画および調査業務				B	
27	予算の執行管理および財政計画の策定業務				B	
28	起債関係事務				B	
29	農業集落排水事業の消費税の確定申告				B	
30	農業集落排水処理施設台帳				B	
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式2)

# 行政制度等の調整方針(案)

(44) 下水道事業

下水道・農林専門部会

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
1 下水道整備事業	<p>【計画の策定】</p> <p>【管渠建設】</p> <p>認可計画(全体計画は平成27年まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単独公共下水道(八橋)</li> <li>・秋田湾・雄物川流域下水道関連公共下水道(臨海)</li> <li>・特定環境保全公共下水道(小泉湯)</li> <li>・特定環境保全公共下水道(太平山)</li> <li>・特定環境保全公共下水道(羽川)</li> <li>・単独公共下水道(下浜南:ルックス)</li> </ul> <p>公共汚水樹の設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共汚水樹の設置は、1宅地に1個を原則とするが、土地所有面積により樹の増設ができる。借地に持家の場合は、持家ごとに樹を設置することができるが、土地所有者の承諾が必要</li> <li>・公共汚水樹の形状は、原則として秋田市型(内径200mm塩化ビニ-ル製)とし、設置位置は、官民境界線より宅地側1.0m程度以内</li> </ul> <p>【私道の下水道整備】</p> <p>設置の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅員が1.8メートル以上ある道路であること</li> <li>・公共下水道に下水を排除すべき家屋が2棟以上存在し、かつ、当該家屋が同一人の所有に属さないこと</li> <li>・私道に公共下水道を設置することについて、当該私道敷地の所有者およびその他の権利者全員が承諾していること</li> </ul> <p>設置・維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私道における公共下水道は、市が整備し、維持管理を行う。</li> </ul> <p>【管渠改築、管渠改良、管渠移設】</p> <p>【八橋下水道終末処理場の新設および増改築】</p>	<p>【計画の策定】</p> <p>【管渠建設】</p> <p>認可計画(全体計画は平成27年まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田湾・雄物川流域下水道関連公共下水道(臨海)</li> </ul> <p>公共汚水樹の設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共汚水樹の設置は、1宅地に1個を原則とするが、増設の希望があれば自費により設置可能。借地に持家の場合は、持家ごとに樹を設置することができるが、土地所有者の承諾が必要</li> <li>・公共汚水樹の形状は、原則として河辺町型(内径200mm塩化ビニ-ル製)とし、設置位置は、官民境界より宅地側に0.5m程度以内</li> </ul> <p>【私道の下水道整備】</p> <p>設置の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私道等に公共下水道を設置することについて、当該土地所有者およびその他の権利者全員が承諾していること</li> </ul> <p>設置・維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私道等における公共下水道施設は、町が整備し、維持管理を行う。</li> </ul>	<p>【計画の策定】</p> <p>【管渠建設】</p> <p>認可計画(全体計画は平成27年まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田湾・雄物川流域下水道関連公共下水道(臨海)</li> </ul> <p>公共汚水樹の設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共汚水樹の設置は、1宅地に1個を原則とする。借地に持家の場合は、持家ごとに樹を設置することができるが、土地所有者の承諾が必要</li> <li>・公共汚水樹の形状は、原則として(内径200mm塩化ビニ-ル製)とし、設置位置は、官民境界線より宅地側1.0m程度以内</li> </ul> <p>【私道の下水道整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置等の定めは特になし</li> </ul>		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
2 下水道使用料	<p>【概要】 基本料金+累進従量制 処理区域 ・基本使用料 10m3まで 1,020円</p> <p>・従量使用料 11m3 ~ 30m3まで 181円 31m3 ~ 50m3まで 226円 51m3 ~ 100m3まで 249円 101m3 ~ 500m3まで 305円 501m3 ~ 1,000m3まで 352円 1,001m3 ~ 427円</p> <p>*消費税は外税 処理区域公衆浴場汚水 ・基本使用料 10m3まで 1,020円</p> <p>・従量使用料 11m3 ~ 48円</p> <p>平成14年度対象件数 6件 使用料改正実績 平成15年4月1日 12.32% 平成12年4月1日 8.34% 平成9年1月1日 19.71% 平成元年12月1日 37.26%</p> <p>徴収方法 ・上水使用の下水道使用料については 水道局に徴収委託 ・水道料金システムへの入力は下水道 部で実施 一般家庭で水道水以外の水を使用し た使用料について 平成14年度賦課件数 555件 一般家庭以外で水道水以外の使用料 について 平成14年度対象件数 26件 下水道使用料の減免 平成14年度減免件数 1,389件 排除汚水量の認定 平成14年度認定事業所数 55件</p>	<p>【概要】 基本料金+累進従量制 処理区域 ・基本使用料 10m3まで 1,020円</p> <p>・従量使用料 11m3 ~ 20m3まで 123円 21m3 ~ 30m3まで 133円 31m3 ~ 40m3まで 143円 41m3 ~ 50m3まで 153円 51m3 ~ 164円</p> <p>*消費税は内税 処理区域公衆浴場汚水 ・基本使用料 10m3まで 1,020円</p> <p>・従量使用料 11m3 ~ 102円</p> <p>平成14年度対象件数 0件 使用料改正実績 平成5年4月1日に現行使用料施行以 来、使用料改正なし 徴収方法 ・上水使用の下水道使用料については 簡易水道事業者に徴収委託 ・水道料金システムへの入力も委託 一般家庭で水道水以外の水を使用し た使用料について 平成14年度賦課件数 0件 一般家庭以外で水道水以外の使用料 について 平成14年度対象件数 0件 下水道使用料の減免 平成14年度減免件数 0件 排除汚水量の認定 平成14年度認定事業所数 0件</p>	<p>【概要】 基本料金+累進従量制 処理区域 ・基本使用料 10m3まで 1,100円</p> <p>・従量使用料 11m3 ~ 20m3まで 120円 21m3 ~ 50m3まで 130円 51m3 ~ 100m3まで 140円 100m3超 ~ 150円</p> <p>*消費税は外税 処理区域公衆浴場汚水 ・基本使用料 10m3まで 1,100円</p> <p>・従量使用料 10m3超 ~ 80円</p> <p>平成14年度対象件数 0件 使用料改正実績 平成4年4月1日に現行使用料施行以 来、使用料改正なし 徴収方法 ・下水道使用料については水道係が徴 収 ・水道料金システムへの入力も水道係 で実施 一般家庭で水道水以外の水を使用し た使用料について 平成14年度賦課件数 1,044件 一般家庭以外で水道水以外の使用料 について 平成14年度対象件数 0件 下水道使用料の減免 平成14年度減免件数 0件 排除汚水量の認定 平成14年度認定事業所数 0件</p>	<p>下水道使用料が異なる。</p>	<p>下水道使用料については、合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から新使用料に統一する。 なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。 これ以外については、合併時に秋田市の制度に統一する。</p>

項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
3 消費税の確定申告	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税額・還付額の算出</li> <li>・申告書の作成</li> <li>・基準期間課税売上高2億円以上</li> <li>・課税売上割合95%以上</li> <li>・特定収入割合5%以上</li> <li>・期中税抜処理方式</li> <li>・確定申告期限 6月末日</li> </ul>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税額・還付額の算出</li> <li>・申告書の作成</li> <li>・基準期間課税売上高3,000万円以上</li> <li>・課税売上割合95%以上</li> <li>・特定収入割合5%以上</li> <li>・期末税抜処理方式</li> <li>・確定申告期限 9月末日</li> </ul>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税額・還付額の算出</li> <li>・申告書の作成</li> <li>・基準期間課税売上高3,000万円以上</li> <li>・課税売上割合95%以上</li> <li>・特定収入割合5%以上</li> <li>・期末税抜処理方式</li> <li>・確定申告期限 9月末日</li> </ul>		合併時に秋田市の制度に統一する。
4 受益者負担金	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者負担金および分担金</li> <li>・負担金額 1㎡当たり335円</li> <li>・納付方法 申告書の提出を受けた翌月から、3年(36回以内)の分割又は一括納付 受益者負担金および分担金の徴収猶予ならびに減免</li> <li>・土地の利用状況・受益者の状況によっては徴収猶予および減免制度有</li> </ul>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者負担金</li> <li>・負担金額 1㎡当たり340円</li> <li>・納付方法 受益者負担金に関しては、町(町民生活課)から町内会単位で補助金を交付しており、町内会長がこの補助金をもって納入する。</li> <li>・納付方法 公告した年の第1期(7月)・第2期(9月)・第3期(11月)・第4期(2月)に納付。5年(20回)の分割又は一括納付 受益者負担金の徴収猶予および減免</li> <li>・土地の状況・受益者の状況によっては徴収猶予および減免制度有</li> </ul>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者負担金および分担金</li> <li>・負担金額 1戸当たり170,000円</li> <li>・納付方法 公告した年の第1期(5月)・第2期(8月)・第3期(11月)・第4期(2月)に納付。5年(20回)の分割又は一括納付 受益者負担金の徴収猶予および減免</li> <li>・受益者の状況によっては徴収猶予および減免制度有</li> </ul>	受益者負担金が異なる。	<p>受益者負担金および分担金については、平成18年度から秋田市の負担金の額および分担金の額に統一する。</p> <p>なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。</p> <p>これ以外については、合併時に秋田市の制度に統一する。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
5 排水設備	<p>【概要】 融資あっせん ・くみ取り便所の水洗トイレ改造工 の融資額 一般住宅50万円まで 借家等40万円、最高5戸200万円まで ・償還方法 50回以内元金均等月賦償還 ・浄化槽廃止工事の融資額 一般住宅25万円まで 借家等20万円、最高5槽100万円まで ・償還方法 25回以内元金均等月賦償還 ・ポンプ設備を設置する場合の融資額 40万円以内 助成金 ・くみ取り便所の水洗トイレ改造工 の助成金額 一般住宅2万円 借家等2万円、最高5戸10万円まで ・浄化槽廃止工事の助成金額 一般住宅2万円 借家等2万円、最高5槽10万円まで ・生活保護世帯水洗便所設置補助金制 度 生活保護世帯に対し、下水道部： 267,000円×2世帯、保護課：363,000 円×2世帯で水洗便所の設置を実施 指定工事店 平成14年度指定工事店 194社 平成14年度新規 23社 平成14年度登録抹消 7社 指定工事店登録手数料 0円 指定工事店更新手数料 0円 指定期間 3年 排水設備工事 検査手数料 0円 平成14年度検査件数 3,664件</p>	<p>【概要】 融資あっせん 融資あっせん、利子補給等は行って ない。 助成金 ・下水道設置に伴う町内の集会施設等 のトイレ改修に費用の3分の1(20万円 限度)を補助 担当課：社会教育課 ・生活保護世帯への助成および援助 担当課：福祉保健課 以上2件については一般会計におけ る助成である。 指定工事店 平成14年度指定工事店 69社 平成14年度新規 7社 平成14年度登録抹消 1社 指定工事店登録手数料 5,000円 指定工事店更新手数料 5,000円 指定期間 3年 排水設備工事 検査手数料1件につき 2,000円 平成14年度検査件数 93件</p>	<p>【概要】 融資あっせん 融資あっせん ・くみ取り便所の水洗トイレ改造工 の融資額 一般住宅40万円以内 借家、アパート等便所数が2つ以上あ る場合は、1か所25万円以内とし、そ の合計額125万円を限度とする。 ・償還方法 40月以内元金均等月賦償還 助成金 ・子供のいない1人暮らし老人世帯に 3万円を助成する。(前年度総所得が 200万円未満であること) 指定工事店 平成14年度指定工事店 68社 平成14年度新規 10社 平成14年度登録抹消 1社 指定工事店登録手数料 10,000円 指定工事店更新手数料 10,000円 指定期間 3年 排水設備工事 検査手数料1件につき 0円 平成14年度検査件数 57件</p>		<p>合併時に秋田市の制 度に統一する。 なお、指定工事店の 登録手数料および更 新登録手数料につい ては、合併翌年度に 新たに設ける。</p>

項目 (事務事業名等)	現況			課題	調整方針(案)
	秋田市	河辺町	雄和町		
6 下水道施設台帳	<p>【下水道施設台帳の整備】 台帳 公共下水道工事の平成13年度施工済み分までは、配管番号を付け、地区名、施行年度、管種、口径、延長等を一覧表にして台帳に入力している。 図面 平成13年度にGISシステム「秋田市公共下水道設計支援システム」を導入し、これを利用して図面を作成している。</p>	<p>【下水道施設台帳の整備】 台帳 供用開始済み分のうち(畑谷・丸山・戸島・川原田・茱萸野・前田・松淵)の各地区は、配管番号を付け、地区名、施行年度、管種、口径、延長等を一覧表にして台帳に入力している。 なお、供用開始済み分のうち(下和田・中和田・上和田・高田・榊表・新栄町・黒沼下・黒沼上)の各地区については、台帳未整備となっている。 図面 図面は都市計画図をベースに作成、台帳とリンクさせている。</p>	<p>【下水道施設台帳の整備】 台帳 平成元年度に着手した公共下水道工事の平成12年度施工済み分までは、配管番号を付け、地区名、施行年度、管種、口径、延長等を一覧表にして台帳に入力しているが、平成13年度から平成14年度施工分については、未整備となっている。 図面 管渠平面図(マンホール地盤高、土被り、管底高、マンホール引照点明示)</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。
7 下水道事業認可	<p>【事業の概要】 ・種別 流域関連 処理区名 臨海 供用開始 昭和57年4月 ・種別 単独 処理区名 八橋 供用開始 昭和12年3月 ・種別 単独 処理区名 下浜南 供用開始 平成4年4月 ・種別 特定環境保全 処理区名 太平山 供用開始 平成3年8月</p>	<p>【事業の概要】 ・種別 流域関連 処理区名 臨海 供用開始 平成5年4月1日  平成17年度頃に全体計画区域の拡大予定</p>	<p>【事業の概要】 ・種別 流域関連 処理区名 臨海 供用開始 平成4年4月1日</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。
8 固定資産管理	<p>【概要】 下水道台帳および財務会計システム内の固定資産管理システムで管渠延長、取得金額、資産金額等の管理を行っている。</p>	<p>【概要】 下水道台帳のみで管理</p>	<p>【概要】 下水道台帳のみで管理</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。
9 予算・決算	<p>【会計処理方式】 ・公営企業会計</p>	<p>【会計処理方式】 ・特別会計</p>	<p>【会計処理方式】 ・特別会計</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。



項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
10 工事・業務の入札および契約	<p>【事業の概要】 入札指名事務 ・工事契約および工事に係わる委託契約については、財政部契約課で実施 ・下水道処理場等の維持管理・各種保守点検・清掃業務等の委託、物品の購入、各種修繕等について下水道総務課で実施 指名業者の選定 指名業者の決定については、秋田市下水道部請負業者選定審議部会(以下「部会」という)において決定 ・部会の構成 下水道部長、下水道部次長、下水道総務課長、下水道建設課長、下水道維持課長、下水道施設課長 契約事務 ・契約者は、落札の通知を発送した日から起算して7日以内に契約を締結する。 ・契約補償金は契約金額の10/100以上で、代りに保証人を立てることも可</p>	<p>【事業の概要】 入札指名事務 ・工事契約および工事に係わる委託契約、施設の維持管理・各種保守点検等の委託、物品の購入、各種修繕等全て水道課で実施 指名業者の選定 指名業者の決定については、指名審査調整会(以下「会」という)において決定する。 ・会の構成 町長、助役、収入役、総務課長、水道課長 ・資格審査委員会 町が発注する建設工事の指名競争入札について必要な事項を定め、入札制度の円滑かつ公正な運用を図るため、入札参加について資格審査および等級格付けを審査するため建設業者資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という。)を置く。 資格審査委員会は、委員長が毎年1回招集する。但し必要があるときは臨時に招集することができる。 ・資格審査委員会の組織 資格審査委員会は、委員長1名および委員8名をもって組織する。 委員長は町長があたる。 委員は助役、収入役、教育長、総務課長、企画情報課長、農林課長、建設課長および水道課長をもってあてる。 契約事務 ・契約者は、契約を締結する旨の通知を受けた日から5日以内に契約書を締結する。 ・議会の議決に付さなければならない契約は、工事又は製造の請負契約額で5千万円以上 ・契約保証金は、契約金額の1/10以上</p>	<p>【事業の概要】 入札指名事務 ・雄和町建設工事入札制度実施要綱により実施 ・総務企画課が入札事務を行っている。 ・他の契約関係事務は上下水道課で実施 指名業者の選定 町が指名競争入札を行うにあたり雄和町建設工事入札制度実施要綱に基づき建設業者等格付けに登録された者のうちから選定し指名する。 ・指名審査会 指名業者の選定等について審議するために指名審査会を置く。 指名審査会は、次の事項を審議するものとする。 (1) 指名競争入札に参加させる者の選定 (2) その他町工事の執行につき必要と認める事項 ・指名審査会の構成 会長：助役 委員：総務企画課長、産業課長、建設課長、上下水道課長および主管課長 ・資格審査会 入札に参加しようとする者について、工事等の入札参加資格の審査を行う。 審査会は2年に1回、ただし必要があるときは、臨時に開催することができる。 契約事務 ・契約者は、落札の通知を発送した日から起算して5日以内に契約を締結する。 ・議会の議決に付さなければならない契約は、工事又は製造の予定価格で5千万円以上 ・契約補償金は契約金額の10/100以上</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。



項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
11 財政計画	【概要】 毎年度の補助対象事業費、単独事業費の適切な執行とそれに見合う収入の見込みについて財政面からチェックし、実行可能な事業計画となるように財政計画を作成する。	【概要】 建設と維持管理のバランスが図られた財政的に安定した経営計画を策定する。 また、収入の確保・維持管理・建設の効率化等による収入増、支出削減の検証を行う。	【概要】 建設と維持管理のバランスが図られた財政的に安定した経営計画を策定する。 また、収入の確保・維持管理・建設の効率化等による収入増、支出削減の検証を行う。		合併時に秋田市の制度に統一する。
12 下水道審議会	建設部(技術管理室)の公共事業再評価審議委員会で、秋田市全体の公共事業について、再評価している。	【附属機関】 【公共事業再評価審議委員会】 組織 ・委員は町長が任命する。 ・学識経験等のある者 10人以内 任期 ・2年(補欠の委員は前任者の残任期間) ・再任可 報酬 ・特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例による。 日額 6,300円	【下水道整備調整委員会】 構成 総務企画課長、町民生活課長、建設課長、上下水道課長 協議事項 ・下水道整備の基本方針に関すること ・下水道基本構想について ・合併処理浄化槽設置計画について ・下水道の各システム間の調整に関すること ・その他必要な事項		合併時に秋田市の制度に統一する。
13 金融機関	【概要】 ・出納取扱金融機関および収納取扱金融機関との契約 ・告示 ・事務取扱検査 ・連絡調整	【概要】 ・指定金融機関との契約	【概要】 ・指定金融機関との契約		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
14 資金管理	<b>【概要】</b> ・金銭の出納・保管 ・資金管理・運用計画 ・一時借入金	<b>【概要】</b> ・収入役室において処理	<b>【概要】</b> ・出納室において処理		合併時に秋田市の制度に統一する。
15 状況報告	<b>【概要】</b> ・業務状況報告 4月分から9月分の事業・経理の状況を11月30日まで、10月分から3月分までのものを5月31日まで市長に報告 ・計理状況報告 毎月の損益状況、月次合計残高試算表、試算表内訳、資金予算表、一時借入金残高表、現金・預金照合表を翌月の20日まで作成し月末に報告	未実施	未実施		合併時に秋田市の制度に統一する。
16 企業債借入申請事務	<b>【概要】</b> 下水道の新設および改築事業の財源として申請を行う。 ・企業債借入申請 補助事業 充当率 地方負担額の90% 単独事業 充当率 地方負担額の95%	<b>【概要】</b> 下水道の新設の財源として申請を行う。 ・企業債借入申請 補助事業 充当率 地方負担額の90% 単独事業 充当率 地方負担額の95%	<b>【概要】</b> 下水道の新設の財源として申請を行う。 ・企業債借入申請 補助事業 充当率 地方負担額の90% 単独事業 充当率 地方負担額の95%		合併時に秋田市の制度に統一する。
17 下水道施設維持管理事業	<b>【事務概要】</b> 以下の維持管理業務を直営又は委託にて行う。 八橋下水道終末処理場・浄化センター・地域下水道の維持管理 下水道管渠・マンホール・ポンプ場・ポンプ施設の維持管理 下水道用地の適正管理 下水道管渠への物件設置等に関すること 下水道台帳の管理 公共樹の維持管理	<b>【事務概要】</b> 以下の維持管理業務を直営又は委託にて行う。 下水道施設である管渠、マンホール等の維持管理 公共樹の維持管理 下水道台帳の管理	<b>【事務概要】</b> 以下の維持管理業務を直営又は委託にて行う。 下水道管渠・マンホール・ポンプ施設の維持管理 各家庭の排水設備である公共樹の設置管理 下水道台帳の管理		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
18 集落排水事業	<p>【供用済処理区】</p> <p>豊巻処理区：平成元年度～ 計画処理人口 1,100人</p> <p>小山処理区：平成2年度～ 計画処理人口 460人</p> <p>石田坂処理区：平成2年度～ 計画処理人口 560人</p> <p>笹岡処理区：平成4年度～ 計画処理人口 340人</p> <p>寒川処理区：平成7年度～ 計画処理人口 150人</p> <p>下新城北部処理区：平成9年度～ 計画処理人口 800人</p> <p>上新城処理区：平成12年度～ 計画処理人口 1,970人</p> <p>下新城南部処理区：平成14年度～ 計画処理人口 970人</p> <p>【整備中処理区】</p> <p>上北手東部処理区：平成16年度供用開始予定 計画処理人口 390人</p> <p>【計画処理区】</p> <p>下北手中央処理区：平成16年度事業着手予定 計画処理人口 810人</p> <p>金足処理区 計画処理人口 2,200人</p> <p>横山処理区 計画処理人口 280人</p> <p>太平・柳田処理区 計画処理人口 3,600人</p>	<p>【供用済処理区】</p> <p>岩見三内中央処理区：昭和59年度～ 計画処理人口 1,470人</p> <p>飛沢処理区：平成3年度～ 計画処理人口 230人</p> <p>赤平処理区：平成5年度～ 計画処理人口 670人</p> <p>下三内処理区：平成8年度～ 計画処理人口 650人</p> <p>砂子淵処理区：平成8年度～ 計画処理人口 140人</p> <p>三内処理区：平成12年度～ 計画処理人口 510人</p> <p>【整備中処理区】</p> <p>岩見処理区：平成19年度供用開始予定 計画処理人口 470人</p> <p>【計画処理区】</p> <p>鵜養処理区：平成23年度供用開始予定 計画処理人口 200人</p>	<p>【供用済処理区】</p> <p>新波処理区：昭和63年度～ 計画処理人口 810人</p> <p>向野処理区：平成6年度～ 計画処理人口 530人</p> <p>戸賀沢処理区：平成8年度～ 計画処理人口 870人</p> <p>萱ヶ沢地区：平成12年度～ 計画処理人口 620人</p> <p>【整備中処理区】</p> <p>種平処理区：平成16年度一部供用開始予定 計画処理人口 990人</p> <p>【計画処理区】</p> <p>神ヶ村処理区：平成20年度供用開始予定 計画処理人口 880人</p> <p>繫処理区：平成23年度供用開始予定 計画処理人口 410人</p> <p>・新波処理区：平成17年度～20年度機能強化工事予定</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
19 農業集落排水施設の建設業務	<p>【事務手続き】</p> <p>事業調査年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業調査業務委託</li> </ul> <p>一般コンサルタント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CVM効果判定</li> </ul> <p>一般コンサルタント</p> <p>直営・地元役員</p> <p>事業採択年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設基本設計委託</li> </ul> <p>農業集落排水協会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同 適合審査業務委託</li> </ul> <p>農業集落排水協会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体実施設計業務委託</li> </ul> <p>一般コンサルタント</p> <p>事業実施年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施設計業務(工区分割)</li> </ul> <p>一般コンサルタント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積算・発注業務</li> </ul> <p>担当職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事監督業務</li> </ul> <p>担当職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査業務</li> </ul> <p>300万円未満：事業担当課長</p> <p>300万円以上：専門検査員</p>	<p>【事務手続き】</p> <p>事業調査年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業調査業務委託</li> </ul> <p>土地連</p> <p>事業採択年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設基本設計委託</li> </ul> <p>土地連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体実施設計業務委託</li> </ul> <p>土地連</p> <p>事業実施年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施設計業務</li> </ul> <p>土地連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積算・発注業務</li> </ul> <p>土地連・担当職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事監督業務</li> </ul> <p>担当職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査業務</li> </ul> <p>事業担当課長</p>	<p>【事務手続き】</p> <p>事業調査年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業調査業務委託</li> </ul> <p>土地連</p> <p>事業採択年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設基本設計委託</li> </ul> <p>土地連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体実施設計業務委託</li> </ul> <p>土地連</p> <p>事業実施年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施設計業務</li> </ul> <p>土地連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積算・発注業務</li> </ul> <p>土地連・担当職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事監督業務</li> </ul> <p>担当職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査業務</li> </ul> <p>事業担当課長</p>	<p>業務委託や工事の契約方法、監督・検査体制が異なる。</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。</p>

項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
20 農業集落排水施設の維持管理業務	<p>処理場の運転保守管理業務(水質検査含む) 指名競争入札・単年度契約 運搬業務・処分業務 ・運搬業務 単価契約、随時委託 ・処分業務 秋田市向浜事業所で脱水処理後、秋田市総合環境センターで焼却処分 管理体制 ・維持管理業者が月10回通常管理 ・月2回または月1回技術管理者による巡回管理 ・監視システムは導入していない。 ・警報発生 委託業者対応</p>	<p>処理場の運転保守管理業務 随意契約・単年度契約 水質検査・運搬業務・処分業務等 ・水質検査 随意契約 ・運搬業務 河辺町一般廃棄物収集運搬業許可業者(1社)と単価契約、随時委託 ・処分業務 運搬費とあわせて支払う。 ・電気工作物保守管理点検業務 随意契約 管理体制 ・月2回または週1回維持管理業者が巡回点検を実施 ・監視システムは導入していない。 ・警報発生 委託業者および役場担当職員対応 ・非常時に各処理場に発電機常備、処理場管理委託業者が維持管理</p>	<p>処理場の運転保守管理業務(水質検査含む) 随意契約・単年度契約 運搬業務・処分業務 ・運搬業務 指定業者と単価契約、随時委託 ・処分業務 秋田市向浜事業所で脱水処理後、同事業所で焼却処分 管理体制 ・週1回維持管理業者が通常管理 ・監視システムは導入していない。 ・警報発生 委託業者対応</p>	<p>業務の委託内容および契約方法が異なる。</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。</p>
21 農業集落排水使用料の賦課・徴収事務	<p>使用料(月額) ・一般家庭(水道水使用) (基本料金)10m3まで 1,020円 (従量使用料) 10m3超～30m3 181円 30m3超～50m3 226円 50m3超～100m3 249円 ・一般家庭(水道水以外を使用) (基本料金)10m3まで 1,020円 10m3超～15m3 75円 15m3超～100m3 142円 標準家庭試算 20m3 2,971円 30m3 4,872円 平成16年7月人員割料金から上記の従量制料金へ改定</p>	<p>使用料(月額) ・一般家庭 (基本料金)10m3まで 1,020円 (従量使用料) 10m3超～20m3 123円 20m3超～30m3 133円 30m3超～40m3 143円 40m3超～50m3 153円 50m3超～ 164円 ・公衆浴場 (基本料金)10m3まで 1,020円 (従量使用料)10m3超～ 102円 標準家庭試算 20m3 2,250円 30m3 3,580円</p>	<p>使用料(月額) ・一般家庭 (基本料金)10m3まで 1,100円 (従量使用料) 10m3超～20m3 120円 20m3超～50m3 130円 50m3超～100m3 140円 100m3超～ 150円 標準家庭試算 20m3 2,415円 30m3 3,780円</p>	<p>1市2町で使用料算定方式および徴収方法が異なる。</p>	<p>農業集落排水使用料については、合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から新使用料に統一する。 なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。 これ以外については、合併時に秋田市の制度に統一する。</p>

項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
22 農業集落排水分担金の 賦課・徴収事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分担金算出方法 (事業費×5%)÷受益者数</li> <li>・限度額 なし</li> <li>・減免措置 有り</li> <li>・賦課、徴収方法 各年度の事業費に対し、当該年度末に一括払い</li> <li>・整備地区：下北手中央(H16～20)</li> <li>・計画地区：金足、横山、太平・柳田</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分担金算出方法 (事業費-補助金)×10%÷受益者数</li> <li>・限度額 170,000円/1戸</li> <li>・減免措置 有り</li> <li>・賦課、徴収方法 事業完了翌年度から5ヶ年20回払い</li> <li>・分担金納付地区：三内(H13～17)</li> <li>・整備地区：岩見(H15～20)</li> <li>・計画地区：鶴養(H21～23)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分担金算出方法 (事業費-(補助金+起債))÷受益者数</li> <li>・限度額 170,000円/1戸</li> <li>・減免措置 有り</li> <li>・賦課、徴収方法 事業完了翌年度から5ヶ年20回払い</li> <li>・分担金納付地区：萱ヶ沢(H13～17)</li> <li>・整備地区：種平(H12～17)</li> <li>・計画地区：神ヶ村(H17～20)</li> <li>・計画地区：新波(H17～20)</li> <li>・計画地区：繋(H20～23)</li> </ul>	1市2町で分担金算出賦課および徴収方法が異なる。	受益者分担金については、平成17年度から秋田市の制度に統一し、合併年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。 ただし、雄和町の種平地区については、現行どおりとする。 また、2町の受益者分担金の限度額については、当分の間現行どおりとする。 これ以外については、合併時に秋田市の制度に統一する。
23 排水設備関連業務	適正な維持管理を行うため、各家庭の宅内排水設備が基準通りのものであるか検査・指導を行う。	適正な維持管理を行うため、各家庭の宅内排水設備が基準通りのものであるか検査・指導を行う。 工事完了後に検査を受けるための検査手数料を納める。	適正な維持管理を行うため、各家庭の宅内排水設備が基準通りのものであるか検査・指導を行う。	指定工事店の取り扱い・検査手数料が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
24 水洗便所改造関連業務	生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金交付要綱に基づき、申請のあった生活扶助者に対し267千円を限度に補助金を交付する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
25 水洗便所改造資金利子補給事務	農業集落排水処理区域内において、農林漁業金融公庫もしくはJA新あきたから融資を受けて既存の汲み取り便所を水洗便所等の排水設備に改造しようとする利用者に対し、融資額50万円を限度とする10年以内(据え置き1年以内)の償還利息を、償還時に直接補助する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
26 事業計画および調査業務	毎年度当初の普及率調査 整備検討調査 整備地区の残事業調整・連携事業調査 整備計画地区の動向調査等	毎年度当初の普及率調査	毎年度当初の普及率調査		合併時に秋田市の制度に統一する。
27 予算の執行管理および財政計画の策定業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算作成処理</li> <li>・ 予算執行処理</li> <li>・ 歳入日計、月計</li> <li>・ 決算処理</li> <li>・ 決算統計処理</li> <li>・ 財政計画</li> <li>・ 維持管理業務委託の入札事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算作成処理</li> <li>・ 予算執行処理</li> <li>・ 決算統計処理</li> <li>・ 財政計画</li> <li>・ 維持管理業務委託の入札事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算作成処理</li> <li>・ 予算執行処理</li> <li>・ 決算統計処理</li> <li>・ 財政計画</li> </ul>		合併時に秋田市の制度に統一する。
28 起債関係事務	【市債現在高】 14年度末現在 2,998,782千円	【町起債現在高】 H14年度末現在 1,091,747千円	【町起債現在高】 H14年度末現在 1,278,511千円		合併時に秋田市の制度に統一する。
29 農業集落排水事業の消費税の確定申告	農業集落排水事業会計は、課税売上高3,000万円以上となるため、毎年申告する必要があり、申告提出期限は9月末日である。	農業集落排水事業会計は、課税売上高3,000万円以上となるため、毎年申告する必要があり、申告提出期限は9月末日である。	農業集落排水事業会計は、課税売上高3,000万円以上となるため、申告する必要があり、申告提出期限は9月末日である。		合併時に秋田市の制度に統一する。
30 農業集落排水処理施設台帳	<p>【台帳整備済地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>豊巻処理区</li> <li>小山処理区</li> <li>石田坂処理区</li> <li>笹岡処理区</li> <li>寒川処理区</li> <li>上新城処理区</li> <li>下新城南部処理区</li> </ul> <p>【台帳整備中地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下新城北部処理区 (H14～H16)</li> <li>上北手東部処理区 (H14～H15)</li> </ul>	<p>【台帳整備済地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岩見三内中央処理区</li> <li>飛沢処理区</li> <li>赤平処理区</li> <li>下三内処理区</li> <li>砂子淵処理区</li> <li>三内処理区</li> </ul>	<p>【台帳図整備済地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新波処理区</li> <li>向野処理区</li> <li>戸賀沢処理区</li> <li>萱ヶ沢処理区</li> </ul>		合併時に秋田市の制度に統一する。